

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ仕様たか丸くんの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「大会」という。）開催の気運醸成及び参加意識の向上を目的として青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が弘前市のマスコットキャラクターたか丸くんを活用して作成した青の煌めきあおもり国スポ・障スポ仕様のたか丸くん（以下「たか丸くんデザイン」という。）の使用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(たか丸くんデザインに関する権利)

第2条 たか丸くんデザインに関する一切の権利は、市実行委員会に属する。

(使用の申請)

第3条 たか丸くんデザインを使用しようとする者は、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、事前に青の煌めきあおもり国スポ・障スポ仕様たか丸くん使用承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 企画書（事業の内容が分かるもの）
- (2) たか丸くんデザインの使用方法がわかるもの
- (3) その他、会長が必要と認める書類

(申請書の省略)

第4条 会長は、前条の規定に関わらず、次の各号に掲げる場合は、申請の全部、または一部を省略することができる。

- (1) 報道機関が報道を目的として実施する事業
- (2) 個人が非営利目的で、大会のPRに使用する場合
- (3) その他、会長が申請を必要としないと認めた場合

(使用の承認)

第5条 会長は、第3条の使用の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ仕様たか丸くん使用承認書（様式第2号）を交付するものとする。ただし、次に掲げるものについては使用を承認しないものとする。

- (1) 特定の政治、宗教、思想などの活動に使用しようとする場合
- (2) 法令及び公序良俗に反する、またはそのおそれのある場合
- (3) 記念商品にあっては、当該商品の品質、規格、性能等が法令などで別に定める基準を満たしていない、または恐れがある場合
- (4) その他、会長がたか丸くんデザインの使用を適当ではないと認めた場合

(使用)

第6条 たか丸くんデザインは、別に定めるデザインマニュアルに従って正しく使用するものとする。

(使用承認の変更)

第7条 たか丸くんデザインの使用に関して、承認を受けた事項の変更をしようとする場合は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ仕様たか丸くん使用変更申請書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

（使用の取消・中止）

第8条 たか丸くんデザインを使用する必要がなくなったときは、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ仕様たか丸くん使用承認取消届（様式第4号）を会長に提出するものとする。

2 会長は、次に掲げるいずれかの場合、たか丸くんデザインの使用承認を取り消し、または使用を中止させ、もしくは使用物件などの回収を指示することができる。

(1)使用者が、この規程に定める事項に違反した場合

(2)使用承認条件に違反した場合

(3)承認申請の内容に虚偽があることが判明した場合

(4)たか丸くんデザインに関する著作権等を侵害したとき

(5)前4号に掲げるもののほか、会長が適当でないと認めるとき

3 前項の規定により、承認を取消した場合において、使用者に損害が生じても、市実行委員会はその賠償の責めを負わない。

（無承認の使用）

第9条 会長は、たか丸くんデザインの無承認使用については、その使用の中止を求めることができる。

（補足）

第10条 この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月30日から施行する。